

熊本県公報

第 1 1 3 0 1 号
平成 17 年 8 月 19 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業所の廃止届の受理……………(高齢者支援総室) 1
- 救急医療機関に関する認定……………(地域医療推進課) 1
- 広域連合の処理する事務及び規約の一部変更許可……………(市町村総室) 2
- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 2
- ”……………(”) 2
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………(税務課) 2
- 道路の供用開始……………(道路総務課) 2

公 告

- ネットワーク機器及びサーバの購入に係る一般競争入札の落札者決定(管理調達課) 3
- 土地改良区役員の退任及び就任……………(農村計画課) 3
- APR形携帯用無線機及びAPR形受令機の購入に係る一般競争入札の落札者決定……………(管理調達課) 4
- 熊本県立大学財務会計システム開発業務に係る一般競争入札の落札者決定……………(私学文書課) 5
- 熊本県情報ギガハイウェイ用インターネット通信回線サービスの調達に係る一般競争入札の落札者決定……………(情報企画課) 5
- 県営土地改良事業の工事完了……………(農村計画課) 5

登 載 依 頼

- 芦北地域保健医療推進協議会の開催……………(芦北地域保健医療推進協議会) 5
- 包括外部監査結果に基づく措置通知……………(監査委員事務局第一課) 6
- ”……………(”) 36
- ”……………(”) 39
- 有明海自動車航送船組合議会平成17年第2回定例会の招集……………(有明海自動車航送船組合) 54

告 示

熊本県告示第995号
介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により指定居宅サービス事業所の廃止の届出があった。
平成17年8月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
訪問看護ステーション森の里介護センター 玉名郡三加和町大田黒 699 番地	医療法人社団 直心会	平成17年4月30日

熊本県告示第996号
次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に定める救急医療機関に認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。
平成17年8月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人社団坂梨会 阿蘇温泉病院	阿蘇市内牧 1153 番地 1 号	平成17年9月9日から 平成20年9月8日まで
小国町外一ヶ町公立病院組合 小国公立病院	阿蘇郡小国町大字宮原 1743 番地	平成17年9月9日から 平成20年9月8日まで

熊本県告示第997号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成17年6月30日付けで天草広域連合長から申請のあった天草広域連合の処理する事務及び規約の一部変更を平成17年8月8日付けで許可した。

平成17年8月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第998号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成17年8月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名市山部田字新宮606の18から606の20まで、606の22、606の23
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県玉名地域振興局並びに玉名市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第999号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成17年8月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村甲字嶽4674
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1000号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成17年8月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名 称	代 表 者	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
合資会社 八代石油	無限責任社員 松田敏雄	八代市萩原町一丁目9番31号	平成17年8月1日

熊本県告示第1001号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年8月19日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年8月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	日生野 隈府線	菊池市原字八瀬尾 1998番1地先から 同市原字川鶴 1800番1地先まで	160.0	単道改

2 供用開始する期日 平成17年8月19日

公 告

熊本県公告第619号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年8月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達物品及び数量
ネットワーク機器及びサーバ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名前及び所在地
熊本県出納局管理調達課契約班
熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成17年7月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通株式会社 熊本支店
熊本市紺屋今町9番6号熊本紺屋今町ビル
- 5 落札金額
36,750,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成17年6月1日

熊本県公告第620号

宇土市網津土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成17年8月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	木 村 勝 義	宇土市網引町 1180 番地
"	伊 藤 俊 一	宇土市住吉町 2505 番地
"	野 村 義 光	宇土市網津町 2107 番地
"	野 添 至	宇土市網津町 3302 番地
"	境 口 時 春	宇土市網津町 3345 番地
"	平 尾 忠 徳	宇土市網津町 2703 番地
"	橘 博 之	宇土市網津町 1521 番地
"	土 田 良 一	宇土市網津町 1412 番地
"	沖 雄 太 郎	宇土市網津町 12 番地
"	西 山 昭 土	宇土市住吉町 20 番地
"	稲 田 武 彦	宇土市住吉町 2804 番地
"	稲 田 和 俊	宇土市住吉町 1575 番地の 1
"	山 本 賢 一	宇土市住吉町 2613 番地
"	山 本 信 秋	宇土市住吉町 2041 番地の 1
"	中 川 長 義	宇土市住吉町 1618 番地の 2

理事	黒田晴行	宇土市笹原町 1515 番地
監事	奥村繁夫	宇土市住吉町 855 番地の 1
"	小森田守光	宇土市住吉町 2458 番地
"	岩本昭	宇土市住吉町 2587 番地
"	野口民生	宇土市網津町 2778 番地の 1
"	伊藤光則	宇土市笹原町 205 番地の 3
就任		
理事	木村勝義	宇土市網引町 1180 番地
"	伊藤俊一	宇土市住吉町 2505 番地
"	野村義光	宇土市網津町 2107 番地
"	野添至	宇土市網津町 3302 番地
"	境口時春	宇土市網津町 3345 番地
"	平尾忠徳	宇土市網津町 2703 番地
"	平野徳嗣	宇土市網津町 2690 番地
"	土田良一	宇土市網津町 1412 番地
"	沖雄太郎	宇土市網津町 12 番地
"	西山昭土	宇土市住吉町 20 番地
"	稲田武彦	宇土市住吉町 2804 番地
"	稲田和俊	宇土市住吉町 1575 番地の 1
"	小田寿幸	宇土市住吉町 2682 番地
"	山本賢一	宇土市住吉町 2613 番地
"	山本信秋	宇土市住吉町 2041 番地の 1
"	牧野和孝	宇土市住吉町 1544 番地の 4
"	黒田晴行	宇土市笹原町 1515 番地
"	奥村繁夫	宇土市住吉町 855 番地の 1
"	石本良一	宇土市住吉町 2469 番地の 1
監事	奥村哲憲	宇土市住吉町 2530 番地
"	野口民生	宇土市網津町 2778 番地の 1
"	伊藤光則	宇土市笹原町 205 番地の 3

熊本県公告第 621 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 17 年 8 月 19 日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 調達物品及び数量
 - (1) APR 形携帯用無線機 58 台
 - (2) APR 形受令機 116 台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課契約班
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 17 年 6 月 28 日
- 4 落札者の氏名及び住所
パナソニック SS エンジニアリング株式会社九州 PSSE 社
福岡県久留米市原古賀町 25 番の 15
- 5 落札金額
34,110,090 円（消費税及び地方消費税額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日
平成 17 年 5 月 18 日

熊本県公告第 622 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年規則第51号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年8月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県立大学財務会計システム開発業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部私学文書課大学班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 3223
- 3 落札者を決定した日
平成17年8月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
エヌイーシーパーソナルシステム南九州株式会社
代表取締役 梶井 銀二郎
鹿児島県鹿児島市錦江町9番25号
- 5 落札価格
11,550,000円（うち消費税及び地方消費税550,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成17年6月20日

熊本県公告第 623 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年8月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県情報ギガハイウェイ用インターネット通信回線サービスの調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県地域振興部情報企画課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成17年7月26日
- 4 落札者の名称、所在地及び落札金額
熊本県情報ギガハイウェイ用インターネット通信回線サービス
KDDI株式会社
東京都新宿区西新宿二丁目3番2号
47,250,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,250,000円）
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 入札公告日
平成17年6月13日

熊本県公告第 624 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成17年8月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	阿蘇西麓	平成12年10月1日	平成17年6月3日	熊本県

登載依頼

芦北地域保健医療推進協議会公告第 1 号

平成17年度芦北地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成17年8月19日

芦北地域保健医療推進協議会会長 佐藤克之

- 1 開催日時
平成17年8月24日（水）午後2時00分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本県水俣市八幡町二丁目2番13号
水俣保健所 2階会議室
- 3 議題
(1) 保健医療供給体制に関する事項
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において、受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県水俣市八幡町二丁目2番13号
芦北地域保健医療推進協議会事務局
(熊本県水俣保健所総務企画課)
(電話 0966-63-4104)

熊本県監査委員公告第8号

熊本県知事から、平成15年度包括外部監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成17年8月19日

熊本県監査委員	高山	宗本	秀豊	暁孝
同	前小	川杉		收直
同				

平成15年度包括外部監査結果等に係る措置状況

○委託契約

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
1	多目的AV会議室システム 保守管理業務	広報課	意見	設備の使用頻度から判断して、保守管理の範囲を縮小したため、委託金額は平成14年度から減額されることとなった。上機器類は県庁舎の新棟が完成した平成9年度に設置されたものであり、かなりの年数経過するため、保守の方法等を再検討する時期にきている。また、委託料の算定基礎の金額については、当初機器を導入したときの数値がそのまま積算されているので、算定方法について再検討が必要であろう。 委託契約書(H14分)に400円の収入印紙が貼付されていない	平成15年度中に保守方法等の再検討を行った。 ・具体的には、システム機器導入から年数が経過してきていることに伴い、今後故障等の頻度も増加すると予測されることから、特に緊急時の保守の考え方について遅滞なく、随時行えるように契約内容を整理し直し、平成16年度より実施している。 ・委託料の算定方法については、当該年度の人件費や旅費等をベースに積算を行い、その年度ごとの状況を反映できるように見直しを行い、平成16年度より実施している。 ・委託契約書への収入印紙の貼付については、貼付漏れがないよう、委託業者に対し確実に貼付を行うよう説明を徹底している。
2	くまもと県民情報誌「コロナめんなる」製作等業務	広報課	意見	配布方法に関する再検討が必要である。 ある配布先では広報誌が余って廃棄されるのに対し、他の配布先では誌数が不足して増刷が必要となるような矛盾が生じている。配布後一定期間経過後は、余部を返却してもらい他に融通する方法が適切であると思われる。	県の機関及び市町村役場において、配布(配置)後一定期間を経過した後も残っているものについては、通郵便等を利用して広報課まで返却してもらう仕組みを導入した。 また、上記の配置場所については、持ち帰り状況調査を年に1回実施し、その結果を踏まえ、次回以降の各配置場所の配布部数を調整するようとした。
3	熊本県全戸配布広報誌「県からのたより」製作業務	広報課	意見	県民各世帯に配布され、それがどのように利用されているかのフィードバックが不足しているのではないかと。サンプリング調査、民間委託等で、情報伝達の有用性、経済性、合理性をある時点で検討することも一つの課題であろう。	県広報誌に対する県民の認識を常に意識しながら事業を実施していくため、毎年行っている県民アンケート調査を通じて、事業の効果等を把握している。平成15年度調査の結果では、①事業(広報紙)の周知度88%、②情報の役立度60%、③読みやすさ88%、④内容の理解度92%と、県民の周知度、理解度ともに非常に高い結果となっている。これらの結果を踏まえながら、さらに読みやすさ、分かりやすさ、誌面作りを更に努めた。

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
4	熊本県全戸配布広報誌「県からのたより」配布業務	広報課	意見	配布漏れに対する苦情、意見等は適切に処理されていた。 現在は業者からの業務完了報告書を以って完了検査としているが、今後はサンプリング等の方法による最終消費者に対する聞き取り調査やアンケート方式による配布状況の調査等を行うかどうか検討を要する。	平成16年7月号から、新聞5紙(10月からは6紙)への折込みと県の機関、市町村役場、郵便局等に配置する方法に切り替えた。また、新聞折込みについては、広報課の全職員を対象に、自宅への配布(新聞折込み)状況の調査を毎回実施するようになった。
5	県庁舎警備業務	管財課	意見	H15年度の入札に際し、当該業務の積算単価が福岡県の警備料金が採用されていた。九州の他県の資料がないため、このことであるが、安易にその単価を使用せず福岡より安いと思われる県の単価も調べて採用すべきである。	次回入札からは、他県の積算単価をそのまま用いることなく、賃金の格差率で補正を行い、熊本県の積算基準単価を算出することとしている。 (平成15年度から平成17年度まで3年間債務負担行為を設定。次回の入札は、平成18年度)
6	県庁舎設備保全業務	管財課	意見	予定価格を算出する際福岡県の技術者賃金の単価を採用している。しかし、その単価は「最高」「最低」「平均」「最高」の単価である。九州の他県の単価は不明であるため、福岡県の単価をある程度重視することは認められるとしても、「最高」でなく「平均」単価の採用を検討すること。	平成16年度より、福岡県単価の平均値を採用し、地域係数を考慮して単価を決定することに改めた。
7	県庁舎中央監視装置等保守 点検	管財課	意見	委託先からの見積もり書に一式、一組等分かにくい単位が多く見受けられる。建築保全業務積算基準に基づく見積であるものだけ具体的な単位作成を依頼するべきである。	個体数で表すなどの改善を行った。
8	県庁舎本館吸収冷温水機保守 点検	管財課	結果	<ul style="list-style-type: none"> ・作業の実施に県の職員が立ち会っているが、委託先作業者の資格を確認していない。 ・作業仕様書の委託内訳書では作業日数が記載されていないが、実績報告書では作業日数が確認されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度より点検責任者届け及び経歴書の提出を義務付けて、作業者の確認を行うこととした。 ・平成16年度より点検作業実施工程表の提出を義務付け、作業日数の確認を行うこととした。

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
	県庁舎本館吸収冷温水機保守点検	管財課	意見	<p>予定価格の算出において、賃金単価が福岡県の単価を採用している。しかも、最低価格、平均価格、最高価格のうち最高価格を技術者の区分に採用している。少しでも価格が安くなることに努力して頂きたい。</p>	<p>平成16年度より、福岡県単価の平均値を採用し、地域係数を考慮して単価を決定することに改めた。</p>
9	県庁舎汚水槽清掃	管財課	結果	<p>作業員名簿がないケースが多く、現場の作業員把握が困難である。作業員名簿の提出を受けてチェックを行う必要がある。</p>	<p>平成16年度より作業工程表、作業要領書、作業員名簿、作業責任者届けの提出を義務付けて確認を行うこととした。</p>
10	防災情報システム保守点検業務	防災消防課	意見	<p>契約予定比率が高い。契約価格25,935千円/予定価格26,210千円=98.9%である。単独随意契約であり、競争がないため不利な状況になっているのか。業者から詳細な積算根拠を求め、内容を検討し、委託料の節減に努めるべきである。</p>	<p>平成16年度から防災情報システム保守点検業務委託と震度情報ネットワークシステム保守点検業務委託を1本にまとめ、県の業務委託契約等入札参加資格者による指名競争入札により実施した。平成16年度の契約予定比率は96.67%となった。</p>
11	震度情報ネットワークシステム保守点検業務	防災消防課	意見	<p>契約予定比率が高い。契約金額5,722千円/予定価格5,750千円=99.5%である。単独随意契約であり、競争がないため不利な状況になっているのか。業者から詳細な積算根拠を求め、内容を検討し、委託料の節減に努めるべきである。</p>	<p>平成16年度から防災情報システム保守点検業務委託と震度情報ネットワークシステム保守点検業務委託を1本にまとめ、県の業務委託契約等入札参加資格者による指名競争入札により実施した。平成16年度の契約予定比率は96.67%となった。</p>

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
12	県立劇場の管理及び使用料の取納委託	文化企画課	結果	H14年度の委託予算の内訳と収支実績報告書の内訳との照合及び確認検査の検証を行った。予算と実績については、総額は一致したが、照合した形跡がない。確認検査についても、委託した業務が効率的、経済的に実行されている等の検査体制が見られなかった。県立劇場の運営はほとんどが補助金で運営されており、採算性は著しく低い。芸術文化施設としての性質上、効率性、経済性のみでは図れないものがある。しかし、より適正な、運営、管理が望まれる。	平成15年度及び16年度委託契約については、予算と実績報告書(決算書)とを照合するとともに、業務の実施状況について点検を行った。また、平成16年度は、公益法人立入検査を実施し、業務の実施状況及び予算・決算の状況等について検査を行った。
13	熊本県総合福祉センター維持管理業務	健康福祉政策課	意見	特定の業者が再委託先となっている。これを以って不当とはいえないが、将来は競争入札制度による契約に切り替えるべきである。	県の会計規則に準じて行うよう指導し、一部指名競争入札に切り替えられた(施設清掃、空調設備管理、施設警備等の維持管理委託業務)。
14	福祉人材センター運営事業	福祉のまちづくり課	意見	今後は、人材センターの運営については一層の効率化が望ましい。その結果として委託料の減額が可能となつてくると思われる。	委託業務については、毎年度見直しを実施。その結果、委託費を次のとおり減額した。 H15 53,149千円 H16 48,572千円 H17 43,247千円(当初)
15	小児慢性特定疾患治療研究事業	健康づくり推進課	意見	契約の性質上相手が特定されておりS34年4月に委託先と単独随意契約を取り交わし、その後毎年契約更新している。契約更新にあたり、毎年稟議が行われるべきであるが、規定もなく、手続きもなされていない。内容に変更がなくても毎年稟議書を作成すべきである。	平成16年度における契約から、契約更新に係る決裁を受けた。

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
16	小児慢性特定疾患治療研究事業(2)	健康づくり推進課	意見	<p>契約の性質上相手が特定されておりS34年4月に委託先と単独随書契約を取り交わし、その後毎年契約更新している。契約更新にあたり、毎年稟議が行われるべきであるが、規定もなく、手続きもなされていない。内容に変更がなくとも毎年稟議書を作成すべきである。</p>	<p>平成16年度における契約から、契約更新に係る決裁を受けた。</p>
17	健康センターの管理及び使用料の収納事業	健康づくり推進課	結果	<p>社会情勢の変化に伴い改善が進められているものの、健康センターの設置の意義が初期目的と比較し少なくなってきたのであれば、土地建物の有効活用、廃止等も含めて検討することが必要である。</p> <p>なお、委託先である(財)熊本県成人病予防協会は委託料支出のうち施設清掃、設備管理、保守点検、植栽管理、警備業務、施設使用管理の業務についてH14年度はすべて随意契約を行っているが、H15年度から入札制度を取り入れて改善が図られている。</p> <p>・ビデオ映写機、16ミリ映写機、16ミリフィルム、スライド等利用がない教材等、時代に合わなくなっているものは整理すべきである。</p>	<p>平成17年度中に「熊本県難病相談・支援センター」をセンター内に設置し、建物の有効活用を行うこととしている。</p> <p>また、附属設備で利用者のニーズに合わなくなってきたものについては、今後整理する方向で検討中である。</p>
18	高齢者総合相談センター運営委託	高齢者支援総室	結果	<p>・契約金額と予定価格、委託先からの見積金額が同額である。委託先と前年度に事業計画と見積もり金額を打ち合わせ、担当部署が算定基礎を作成するため、予定価格は県の資料に基づき作成しなければ委託料の節減は難しい。</p> <p>・H14年度事業委託費収入支出決算書の報告内容が事実が異なると思われる。財団からの報告書では、予算決算額共に14,178,000円となっており差額が0円である。報告書は事実を記入すべきで決算額を予算に合わせるは、妥当ではない。</p>	<p>・平成17年度予算編成にあたり、委託先とは、事業計画のヒアリングのみを行い積算は、当課で実施した。また、平成17年度事業分から予定価格の算定基礎となる積算書作成についても、当課が県資料に基づき作成する。</p> <p>・平成16年度から実支出額を決算額とし計上させた。</p>

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
19	介護実習普及センター運営委託	高齢者支援 総室	結果	<p>・契約金額と予定価格、委託先からの見積金額がほぼ同額である。委託先と前年度に事業計画と見積もり金額を打ち合わせて、担当部署が算定基礎を作成するため、予定価格は県の資料に基づき作成しなければ委託料の節減は難しい。</p> <p>・H14年度事業委託費収入支出決算書の報告内容が事実が異なると思われる。財団からの報告書では、予算決算額共に22,136,000円となっており差額が0円である。報告書は事実を記入すべきで決算額を予算に合わせることは、妥当ではない。</p>	<p>・平成17年度予算編成にあたり、委託先とは、事業計画のヒアリングのみを行い積算は、当課で実施した。また、平成17年度事業分から予定価格の算定基礎となる積算書作成についても、当課が県資料に基づき作成する。</p> <p>・平成16年度から実支出額を決算額とし計上させた。</p>
20	診療報酬審査受託費	障害者支援 総室	結果	<p>保険の審査支払に関して、社会保険診療報酬支払基金は社会保険庁から、また、国民健康保険団体連合会は各市町村からそれぞれ事務手数料を受け取っている。診療報酬の審査は公費負担分の有無に関わらず行われており、審査支払手数料の減額交渉の可能性があらわれる。</p>	<p>公費負担の審査支払業務委託については、全国的に国が示している契約単価を参考にしながら見直しについては、今後、他県の動向をみながら検討したい。</p>
21	熊本県精神障害者社会復帰施設管理	障害者支援 総室	結果	<p>委託金額の予定価格算定に際して、国庫補助単価を採用しているが、委託先の見積もり金額が予定価格と一致していることは不自然である。透明性のある契約締結をすべきである。</p>	<p>監査での指摘を受け、H16年度の委託契約に際しては、改善済み。</p> <p>H16予定価格:203,356,774円</p> <p>H16見積金額:203,318,393円</p>
22	雇用能力開発機構設置の熊本勤労身体障害者体育施設運営費	障害者支援 総室	意見	<p>当該施設は健常者の使用もっており、身体障害者の約2倍の利用がある。健常者の利用については有料であるが、その利用収入は50万円程度しかなく、施設の採算性等を考慮すると、健常者の利用料金の水準については再検討してもよいと思われる。</p>	<p>一昨年12月に関係条例を改正し、他の同種の県立施設利用料金と同水準になるよう見直しを行った。</p>

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
23	県立肢体不自由者更正施設管理	障害者支援 総室	意見	当該施設で行われている各種リハビリは民間で行われているものと重複するものがある。6施設の社会福祉事業等を当該事業団に委託しているが、そのすべてが単独随意契約である。随契は例外であり、原則は競争入札であり単独随意契約が長期にわたり継続するならば、競争原理が働かないため事業の効率性、合理性は改善されない。民間社会法人の参入を考慮に入れた施設管理について検討していくことが必要と思われる。特に県出資の公益法人が長期にわたり一定の事業を継続するならば、民間が圧迫され、産業が成長せず事業効率がよくない可能性がある。	県出資法人の見直しと併せて、指定管理者制度での対応を検討中。
24	県立重度障害者授産施設管理	障害者支援 総室	結果	当該施設で行われている各種リハビリは民間で行われているものと重複するものがある。6施設の社会福祉事業等を当該事業団に委託しているが、そのすべてが単独随意契約である。随契は例外であり、原則は競争入札であり単独随意契約が長期にわたり継続するならば、競争原理が働かないため事業の効率性、合理性は改善されない。民間社会法人の参入を考慮に入れた施設管理について検討していくことが必要と思われる。特に県出資の公益法人が長期にわたり一定の事業を継続するならば、民間が圧迫され、産業が成長せず事業効率がよくない可能性がある。	県出資法人の見直しと併せて、指定管理者制度での対応を検討中。
25	県立難聴幼児通園施設管理	障害者支援 総室	結果	H15年度の定員増により、現時点では待機児が解消しているものの、今後待機児が発生する場合も想定されるので、その際は県の適切な対応が望まれる。	入所待機児童については、外来相談療育や児童デイサービス、ろう学校の幼稚部などの活用で対応しており、待機期間も1年未満の状況である。今後、障害児施策の大幅な見直しが見込まれるため、その動向も踏まえつつ対応する予定である。

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
26	障害者の明るくらし促進事業	障害者支援 総室	意見	委託先からの事業結果報告書の内容が非常に簡易なものが見受けられる。 21,000千円を超える委託事業であることを考慮すると、詳細に記載された報告書により綿密な吟味・確認を行い、無駄な支出がないか検討すべきである。	平成15年度実績報告からは、詳細な報告書の提出を求め、事業内容の確認を行った。
27	知的障害者授産施設の管理運営	障害者支援 総室	意見	委託先の平成15年3月決算書では、熊本こすもす園の施設会計収支計算書及び施設会計収支計算書及び施設会計貸借対照表上は、繰越金及び引当金の合計額が施設会計収入決算額の6ヶ月相当額以上となっている。平成15年度以降は、制度改正により県の委託料支出は発生しないが今後繰越金等の状況に留意する必要がある。	平成15年度以降利用料金制の導入により、利用料金として収受する支援費収入の範囲内での運営を行っており、今後とも引き続き健全経営についての団体の自助努力を促す。
	犬捕獲抑留業務	食品衛生課	結果	業務委託契約書第5条第2項ただし書きに「甲(熊本県)は、委託料のほかに、給与改定に伴う費用及び退職金等については、乙(熊本県弘済会)と協議して定めた額を乙の請求に基づき、その都度支払うものとする。」と規定されており、人事院勧告による給与改定等については委託料金の変更と考えられるが、本来の委託業務の内容とは直接関係がないものも含まれているので検討する必要がある。	業務委託契約書第5条第2項のただし書きについて、本来の業務とは直接関係がないものとされた「退職金」の文言については、平成16年度の委託契約書から削除した。

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
28	犬捕獲抑留業務	食品衛生課	意見	<p>当業務の事業収支報告を支出内容が分かる形式で入手する必要がある。委託先法人での事業実績を把握する上でも当委託業務にかかる収支報告書を入力し、本委託料の妥当性を検証するとともに次年度以降の委託料の算定基礎とする必要がある。</p> <p>特に当該委託先法人は、県からさまざまな業務を受託しており、平成15年3月気決算書では法人として1,478百万円の収入金額がある。委託契約の適法性、適正性を確保するためにも、それぞれの業務委託の収支実績について把握しておく必要がある。また、県OB役員が多い等公益法人の指導監督上も当該社団法人との契約については常に委託料金額の妥当性を検証しておく必要がある。</p>	<p>委託業務の収支報告書については、意見を踏まえ、委託料の妥当性検証のため以下のとおり対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度収支報告書については平成16年7月に提出させた。 ・平成16年度の委託契約書から「収支報告書の委託期間満了後の提出」を明記した。(第9条第2項)
29	熊本県鳥獣保護センター管理及び業務運営事業	自然保護課	結果	<p>①H13のセンター委託費の執行にあたり1,044千円の未執行額が判明している(御船町監査委員より指摘)。御船町は契約委託料29,744千円満額を請求し、県からの支払いが行われていた。当該未執行分についてはH14年度末に返納されているが今後、委託業務完了確認の徹底が望まれる。</p> <p>②平成12・13年度において委託契約上の手続きを行わずにそのまま支出していたことが判明している(県委託金の執行残に関する調査において)。業務運営事務委託契約書第4条(3)では、「その他異例又は重要なこと」甲の承認することとされているが重要備品等については、この手続きを行わず町の予算として執行し、実績報告書にも記載されていない。なお、関与した職員については処分がなされている。</p>	<p>①平成14年度委託契約分以降の業務完了確認にあたっては、年度末に担当者が御船町役場に出向いて関係書類の確認を行い、適正な執行の確保を図っている。</p> <p>②平成15年度以降の委託契約書に、乙(御船町)が甲(県)に協議を要する事項として、新たに「費用(地方自治法施行規則第15条に規定する節区分による)間の3割を超える変更流用をしようとするとき」という具体的な項目を追記し、委託料の執行にあたってのルールを明確化している。</p>

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
30	不法投棄等不適正処理特別 監視業務(県北)	廃棄物対策課	結果 意見	<p>当該業務の委託契約書に再委託の禁止が規定されているが、当業務の受託者は受託業務の一部を再委託しており、本契約書第13条に違反する懸念がある。但し、当該13条の趣旨は一括再委託を禁止するものであった為、15年度同事業の契約書は「一括再委託の禁止等」とし、「業務の一部の再委託は協議」することに改めている。</p> <p>受託者の三勢は独力で契約を履行する能力、体制が無かったと考えられる。指名競争入札にあっては入札参加資格者名簿登載者というだけでなく実質的な審査が望まれる。また、本契約によると「受託者が契約に違反したとき、または契約を履行することができないと認められるときは、委託者は一部又は全部を解除し、委託料を支払わない、若しくは支払った委託料の一部又は全部を返還させることができるものとする。」とされているが、この措置は執れない。契約違反が発生した場合は、何らかの必要な措置を執ることも検討をする必要がある。</p>	<p>監査結果のとおり平成15年度の同事業から「一括再委託の禁止等」とし、「業務の一部の再委託は協議」することに改めた契約内容としている。平成16年度同事業も同じ内容で契約しており、今後ともこの方針を継続する。</p> <p>平成15年度本事業以降から、「熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱」に基づき審査され、入札参加資格を有することを要件として、一般競争入札により業者を選定した。</p> <p>また、現在までのところ契約違反は発生していないが、発生した場合は、それぞれの契約における内容に沿って対応することとしている。</p>
31	水俣病総合対策医療事業給付事務	水俣病対策課	意見	<p>単独随意契約の理由の中にある、補足プログラムがないとレセプト点検、入力業務の際、データの精度が低下し、業務に支障が生じる可能性があることは認めるが、レセプト入力・点検、パンチ委託は(株)熊本計算センター以外にも存在しており、これらの作業の困難性、非代替性、特殊性を総合的に判断すれば、業務委託の契約形態は一般競争入札で行うことが望ましい。</p>	<p>平成16年度分から一般競争入札を実施しており、平成17年度分も一般競争入札を実施した。</p>
32	伝統工芸館管理運営費	商工政策課	意見	<p>支出と収入の対比は必要であり、113百万円の支出に對して、観覧料2,781千円(有料観覧者数14,663人)及び使用料収入7,530千円は少ないといえる。少なくとも有料観覧者数の増加につながる努力が必要といえる。</p>	<p>有料観覧の2階常設展示室の入館者数は、年々減少しており特別企画展の開催等により入館者増に繋がるよう努力しているが、結果が出ていない。このため平成17年度において、常設展示室のあり方や活性化を図るための方策を検討することしたい。</p>

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
33	熊本県テイクポリスセンター 管理運営費	産業支援課	結果	検査完了に伴う検査調書は整理保存されていたが、総括的なものであり、収支精算書を入力した事実はなかった。今後は収支計算書を入力し、綿密に調査して委託料の妥当性を確認する必要がある。	平成16年度実績報告以降は収支計算書を徴収し、委託料の妥当性について確認を行うこととする。
			意見	委託先である財団法人の委託料支払いについて、予算と実績の対比計算書を入力すべきである。 委託契約書第2条によれば、収支精算額が委託料を下回ったときはその精算額を以って委託料とすると規定されている為、精算額の明細を入力すべきである。	平成15年度実績報告以降は精算額の明細を徴収しており、収支精算額が委託料を下回ることがないことを確認している。
34	熊本県観光動態調査事業	観光物産総室	意見	熊本県観光動態調査報告書の有効活用については専門家に高額な費用を支払って、調査した成果で内容は観光関係者へは、有用な価値を有している為、関係機関に広く、有料でも提供したら喜んで活用されるのではないか。	当該報告書については、調査協力先はもとより、県観光連盟傘下観光関係団体や市町村等、有効活用が想定される関係機関へは無料の配布を行っているが、その他要望があれば写しを配布するなど、柔軟に対応することとしている。
35	肉用牛広域後代検定推進事業	畜産衛生課	結果	委託先より委託実績報告書が提出され、チェックはしてあるものの実績報告書は予算額と金額が一致するものである。一致することは通常ありえないことである。また、委託先の決算書と委託事業実績報告書と照合したが金額が一致していなかった(約10万円程度)委託事業実績報告書が正しく検証されていない。	予算と実績報告書の適正な作成について改めて指導した。また、金額の不一致は決算書内の関連項目を見落としていたことが原因であること、実績報告書の金額に相違がないことを確認した。なお、平成15年度分から収支実績報告書を添付するようになった。

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
36	肉用牛改良効率化事業	畜産衛生課	結果	<p>委託先から年間の業務報告書は提出されているが、生産量を示すものしかなく、委託料が実際にどのような費目に支出されているかは不明である。また、委託先の決算書等其他の資料も閲覧したが、委託事業の収支実績を把握できるものが無く、検証されていない。</p>	<p>委託料の実績額を確認するために、平成15年度事業分より年間業務報告書と一緒に収支実績報告書を添付するようになった。</p>
37	漁業指導用海岸局業務	漁政課	結果	<p>地方自治法第237条及び熊本県会計規則第80条に基づき検査、また熊本県会計規則82条の規定により義務づけられている検査完了時の検査調書が作成されおらず、検査員の任命もされていない。毎月通信実績報告書が提出されており、担当者は課長まで供覧を行っているが、提出書類の形式的な確認のみに止まらず、提出書類の裏づけ、現地確認等を徹底的に行い、委託契約が実質的にも完全に履行されていることを確認する必要がある。</p>	<p>平成16年4月1日に検査員を任命のうえ検査調書を作成するとともに、現地に赴き、通信実績報告書と組合の業務日誌との突合により契約の履行確認を行った。</p>
			意見	<p>契約予定比率が高い 契約価格と予定価格が同額の13,545千円である。 委託先が電波法で定められた施設及び資格者を有している唯一の組織である。よって予定価格は、委託先の実際の人件費を参考にしているため、委託先の見積金額と一致する。 市中の買金等を参考にし、委託料の低減をはかるべきである。</p>	<p>職種別の賃金水準の統計資料を基に、委託料を積算し比較することでより効率的な予算執行に努めた。</p>

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
38	水産動産種苗生産業務	水産振興課	結果	<p>地方自治法第237条の2及び熊本県会計規則第80条により委託契約を締結した場合には検査をおこなうこととなっている。また熊本県会計規則82条の規定により義務づけられている検査完了時の検査調書が作成されておらず、検査員の任命もされていない。従って検査が不十分である。協会は精算種苗の配布先である市町、漁協とは個別に契約を結び、さらに種苗代金を徴収することで委託業務が完全に履行されていることが確認できると主張するが、検査調書は作成する必要がある。</p>	<p>平成16年4月1日に検査員を任命のうえ検査を実施し、検査調書を作成した。</p>
			意見	<p>積算契約比率が高い 契約金額は186,400千円で県積算金額は186,484千円でその比率は99.9パーセントである。 積算金額の算出方法として、委託先から、人件費については給与支払者、給与金額の資料を徴取し、その他経費については、積算する前に前年度の実績等について問い合わせしている。委託先である財団法人熊本県栽培漁協の理事長が県の林務水産部長であり、同団体の44.9%を県が出資し、設備は県所有のものであるためやむをえない面もある。しかし、あくまでも県の積算価格及予定価格は、委託先の見積書提出前にしられてはならない。また、積算は委託先の人件費を基準に決めているが、委託料削減のためには市中相場を調査し適正な積算基準を設ける必要がある。</p>	<p>積算については、他県の事例や民間の価格調査あるいは県資料に基づいて行い、委託料の削減に努める。</p>

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
39	放流効果実証調査等事業	水産振興課	結果	<p>予定契約比率が高い。熊本県契約金額と予定価格は同額13,135千円である。熊本県会計規則第94条第1項には「契約担当者は随意契約によるらうとするときは、第89条の規定に準じて予定価格を定め、予定価格調査を封書しなければならぬ」と規定され、予定価格調査は封書され他にもれてはならない。予定価格が、見積書提出前に委託先に知られているために契約金額が予定価格と同一になると判断される。</p>	<p>予定価格は厳重に保管している。なお、算定基礎には、公表されている単価(労務単価等)を使用しているため、厳格な積算の結果と思われる。今後とも、より一層の適正な執行に努める。</p>
40	牛深漁港漁浄化施設管理	漁港課	意見	<p>管理委託団体への指導を適切に行うこと。牛深漁港環境浄化管理センターは法人組織ではなく任意団体であり、会員は後浜地区水産加工団地に工場を有する。工場及び事業所を有する個人は団体20名である。常時勤務する職員は、運転管理技術員1名、水質管理技術員1名、計2名である。収入は県からの委託料のみであり、任意団体であるため他からの監査等は行われていない。委託料の支払いは、平成14年5月20日に24,000千円、平成15年1月22日に8,130千円あり、平成15年5月6日に3,744千円が返納された。センターからの支払いは、1年間に分けて行われるため、長期間にわたり、高額の資金がセンター内に保管されている。このことに対する内部統制は十分配慮する必要がある。</p>	<p>平成17年1月21日に管理委託団体に対し、団体の諸規程に基づく経理処理等の徹底、各種文書、帳票類等の適正な編纂などの指導を行った。なお、今後も定期的に指導を実施していく。</p>
41	産業開発青年隊訓練所給食業務委託	監理課	結果	<p>委託契約の内容から、特定の業者を選定せざるを得ないと思われるが、業者の見積金額と契約金額の一致は不自然である。</p>	<p>当該監査は、平成14年度契約分を対象に実施されたものである。当該契約については、平成14年度までは見積もりによる随意契約(業者3者指定)処理をしていたが、契約の基本は競争入札であり、平成15年度からは指名競争入札(業者5者指名)に変更し実施しており、改善を図った。</p>

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
42	工事進管理システム機器 保守業務	土木技術管 理室	意見	<p>(1)委託料の算出方法は保守対象のOA機器の標準価格(定価×0.8)に0.6%を乗じて算出(月額で税抜き)しており、必ずしも合理的な方法とはいえない。仮にこの方法を採用すると、H14年度の業務委託設計書において、OA機器標準価格に平成10年のOA機器の取得価格を使用しているが、OA機器は毎年価格が下がっているため、新しい年度のものにすべきである。基準とする定価は、最新の価格で行い、保守料の低減をはかるべきである。</p> <p>(2)見積書に積算明細を記入すべきである。契約先の見積書に積算明細が添付されていないため、内容の検討が行われぬ。委託先から、収集した、委託見積書に、先方の積算明細が添付されていない。契約金額の節減を行うためにも積算の内容を検討すべきでないか。</p>	<p>(1)委託料の算出方法は、情報企画課が定めた「情報化予算一覧単価」に基づいて算定している。OA機器標準価格は、年月が経過するにつれて低下する傾向はあると思われるが、老朽化により、保守に要する費用は逆に年々高くなるのではないかと考えています。保守委託料の考え方について、引き続き検討します。</p> <p>(2)見積書に積算明細を記入することについても、引き続き検討したいと考えています。</p>
43	道路情報業務に関する委託	道路保全課	意見	<p>(1)検査体制について 毎年4月頃、道路交通情報業務報告書が担当課へ送付される。当該報告書は成果報告書に該当するが、業務内容について、組織的にチェックする体制になっていないので、成果についてチェック体制を構築されたい。</p> <p>(2)契約金額について (財)日本道路情報センターは道路交通法改正により、閣議決定を経て設立された道路情報の収集及び、提供を全国的に行っている唯一の機関である。役員14名のうち7名は国土交通省、警察庁、日本道路公団等のOBである。平成14年度財務諸表では、収入が47億円、正味財産が24億であり財政的に余裕がある。現在、先方の積算に基づき、委託料で契約しているが、各県と話し合い、委託料の引き下げ交渉を検討したらよいのではなかろうか。</p>	<p>(1)検査態勢については、平成16年度から業務報告書について担当班及び課長まで供覧に附し内容の確認等を実施している。</p> <p>(2)契約金額については、国土交通省の承認を得た額であり、かつ九州各県と同一金額でもあり、今後、機会を捉えて各県と協議について検討したい。</p>

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
44	道路情報表示装置機器移設	道路保全課	結果	<p>伺い書への契約方法の記載漏れがあった。平成15年3月11日起票の道路維持課の「機構改革に伴う執務室移転に係る道路情報表示装置の移設についての伺い書」に契約方法は、随意契約であるが、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 別表5(6)に随意契約である旨の記載が漏れている。</p> <p>熊本県会計規則第93条第6号については、記載されている。双方記載すべきである旨、担当者も認めている。今後注意されたい。</p>	<p>契約方法の記載漏れについては、直ちに追記を行った。</p>
			意見	<p>予定価格の算定基礎を記載した書類の作成について、資料の整備不足があった。熊本県会計規則第94条2項では、契約担当者は、予定価格が100万を超えない契約をしたようとする場合において、予定価格の算定基礎を記載した書類をもって予定調書に代えても支障がないことになっている。</p> <p>また、予定価格の算定の基礎となる資料の保有がない。道路情報表示装置の移設委託料の予定価格について、防災消防課等より積算価格の情報を電話で聞いて、作成したとのことであるが、資料がない。金額は少額であるが後日予定価格積算の資料は整備しておく必要がある。</p>	<p>予定価格の積算資料については、平成16年4月に当該資料を整備した。</p>
45	流域下水道維持管理業務委託	下水道課	結果	<p>熊本県下水道公社との委託契約書第5条において、「乙(下水道公社)は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、あらかじめ甲(熊本県)に協議してその承認を得なければならない。」とされているが、現状では下水道公社よりの再委託に関する協議の書面及び県の承認を証する書面がなく、契約案項とおりの業務手続きとはなっていない。</p>	<p>委託契約書第5条に基づき事前協議を書面により取り交わすこととした。</p>
			意見	<p>平成14年度における県が委託した流域下水道維持管理委託料784,225千円のうち483,833千円は再委託料の支出であり、委託料の62%を占めており本委託業務が効率的経済的に執行されているかは再委託料によるところが大きいと考えられる。</p> <p>平成14年度及び15年度の再委託先の状況をみても、各浄化センターとも運転管理業務、汚泥運搬業務、処分業務ともほぼ同じ委託先となっており、また、入札額の減少を主として当初予算の減額要求が例年行われ、委託金額が減額又は精算されていることをも考えても再委託料の予算要求時点での積算のあり方、委託先の選定状況等に留意する必要がある。契約に則り再委託先の協議及び承認は行うべきである。</p>	<p>維持管理業務の一層の効率化を図るため、指定管理者制度を平成18年度から導入する予定。</p>

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
46	くまもとアートポリス業務	建築課	結果	<p>委託成果品の検査及び委託業務の履行確認についての管理方法が不十分である。</p> <p>1、「くまもとアートポリス」業務委託要領によると、委託業務の内容は以下のとおりとされている。</p> <p>①「くまもとアートポリス」の総括</p> <p>②新規プロジェクトの検討、提案及び運営</p> <p>③インターネット利用による広報</p> <p>対して、「平成14年度くまもとアートポリス業務報告書」には、業務の実績報告として①と②についての記載はあるが、③のインターネット利用による広報については記載がなされていない。委託成果品の検査及び委託業務の履行確認は、業務委託要領と当該業務報告書等をもとに行われるはずである。業務報告書に記載がなされていないため、業務が実施されたのか、あるいは委託業務の履行確認が適正になされているのか明確でない。口頭で、委託業務は実施されているとの説明を受けたが、委託成果品の検査及び委託業務の履行確認が適正に成されているのかを証する管理方法の改善が必要である。</p>	<p>インターネットによる広報業務の履行確認は、ホームページ「アートポリスネット」を直接閲覧して行っていたが、平成15年度では、業務の履行が実績報告書からも確認できるよう運営状況を掲載させた。</p>
47	くまもとアートポリス施設説明カード製作	建築課	意見	<p>平成14年度の予定価格989千円に対し、株式会社電通九州熊本支部の入札金額987千円であり、予定価格に対する委託料の割合は99.78%となっている。この近似差は不自然といえる。</p>	<p>平成15年度では、670千円の予定価格に対し、630千円での落札で予定価格の94.02%となった。落札者以外の2社が、685千円、652千円と1社が予定価格をオーバーしているように、各社とも出来るだけ高い額での受注を意図しており、予定価格と近似値になっている。今後、より一層の適正な執行に努める。</p>
48	建築基準指導費	建築課	結果	<p>従来は「特殊建築物等定期報告事務委託」625千円のみ契約を行っていたが、平成14年度は加えて「(財)建築住宅センターにおける建築住宅運営に関する業務委託」の契約を行うこととなった。</p> <p>その際の「業務委託算定書」は1人分の人件費によって算定されている。業務の内容は12項目と多くの事業に区分されている。従って業務委託の内容別に綿密な算定書を作成し、その積算による妥当と判断される請負金額により契約締結すべきと考えた。</p>	<p>平成15年度以降は算定方法を見直し、業務委託の内容別に算定書を作成して契約を締結している。</p>

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
49	県営住宅管理業務委託	住宅課	結果	<p>委託料積算基礎において算定根拠の人員費の中に理事長の年間報酬9,096千円が計上されている。熊本県住宅供給公社の業務としては、積立及び一般分譲住宅の建設及び譲渡、宅地分譲等の本委託契約以外の業務を広範囲に行っており、本委託契約で理事長の年間報酬を人員費として全額負担する委託料の積算は適切ではない。</p> <p>役員報酬は一般的には間接人員費と考えられている。理事長などの役員報酬を直接人員費として積算の算定基礎に算入する場合は、相当の理由が必要であると思われる為、その根拠の説明が必要となる。</p>	<p>平成17年度契約から委託料積算方法を見直し、本委託契約と類似の業務委託契約に準じ積算基準に基づき委託料算出方法に改めた。</p>

平成15年度包括外部監査結果等に係る措置状況
 公社及び財政援助団体に対する監査(熊本県林業公社)

所管課: 森林整備課

項目	区分	指摘内容	改善措置(対応方針)
1 収支改善の経営計画の策定	結果	現状の分収契約方式では経営的に瀕死の状態であるので、早急に中長期的な収支改善の抜本的経営計画を策定する必要がある。また、抜本的収支改善には、国や地方公共団体等の協力及び支援が必要であり、特に国の森林整備に対する補助が必要と考える。	林業公社の経営(施業)計画については、林業公社経営検討委員会の提言(平成15年2月)を踏まえ、平成16年6月に改訂を行ったところである。さらに、その後の状況変化や計画の実施状況等も踏まえ、中長期の収支計画を検討・策定し経営計画を改訂していく考えである。 なお、収支計画の改善のためには、国や県、市町村からの更なる支援が必要である。国への要望・施策提言については、各県の公社が全国森林整備協会と一体となって要望活動を行っている。さらに、九州地方知事会では、林業公社等に関する研究会で提言をまとめ、国等に対し経営改善のための政策提案を行うこととしている。
2 経営実態を表していない財務諸表	結果	財政状態の実態を明らかにしていない最大の原因は、総収入と総支出の差額を全て山林勘定に振り替えることで、収支差額が全く発生しないという会計処理を行っているためであり、公社の経営悪化が県民にわかりにくい結果となっている。全国森林整備協会等が、経営を適正に表示する会計規則に改めることにより、逼迫した経済実態を、国や地方自治体のみならず、国民や県民に広く知らしめて、今後の政策及び改革に反映させるよう努力すべきである。	「山林勘定」については、全国森林整備協会等に対しその考え方の指針作成を要請しているところであり、同協会からの指導に基づき検討を進めた。 また、今後、林業公社の役割や現状に対する県民の理解を促進するとともに、経営の実態が県民に分かりやすい財務諸表の作成に更に努めるよう指導強化する考えである。

項目	区分	指摘内容	改善措置(対応方針)
3 現地業務での旅費日当	結果	<p>森林の現地調査や検査・立会等の業務で現地に行く日当が支給される。これらの業務はあくまでも日常業務の一環と考えられるので、長距離や長期の出張を除き日当を支給するのは疑義がある。今後さらなる経営改善という意味においても検討の必要がある。</p>	<p>日当については、県旅費規程に準じている。なお、平成16年12月1日の県旅費規程の改訂に併せて、同日付けで県に準じて規程が改訂された。</p>
4支出の内部統制の不備	結果	<p>「熊本県林業公社分収林事業請負実施要綱」によれば、請負代金の支払の際は検査合格したものについては、支払いを認めることになっているが、請求金額の正確性のチェック体制等については不十分であり、強化を図る必要がある。</p>	<p>実施要綱・要領を改正し、添付書類による確認や担当の明確化などによりチェック体制の強化を図った。</p>
5 効率性及び経済性の為の収支構造の見直しの見直し	意見	<p>(1)近年のデフレ経済下での経済環境、社会環境等により木材価格の低下傾向が続いていることを考慮すると、分収方式による事業展開は今後ますます困難といえ、林業公社の事業費、財産全体の効率的な事業運営が求められる。</p> <p>(2)社団法人においては財政的な基礎を会費に置くことが「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」に示されているが、会費収入の収入全体に占める割合が極端に低く、補助金や借り入れに依存せざるを得ないのが実態であり、その改善には会費収入の増額公社の分収割合引き上げ等を社員や土地所有者に要請していくことが不可欠といえる。</p>	<p>新たな分収造林や分収育林への取り組みは休止しているところであり、当面は現契約分の履行についてコスト意識を高く持って効率的・合理的な経営に努める。</p> <p>会費収入の増額については、社員である市町村の合併状況等も考慮しながら進める。また、分収割合の引き上げについては、市町村との契約分から取り組んでいるところであり、平成15年度に2町村、平成16年度1町において変更契約したところである。引き続き関係市町村と積極的に協議していく。</p>

項目	区分	指摘内容	改善措置(対応方針)
6 支払利息の会計処理について	意見	<p>(3) 支出面では効率的な事業運営による人件費の圧縮、借入金返済支出を含む総支出額の半分以上を占める支払利息の軽減に努めることが必要である。なお、県の財政状況から判断すると今までのように補助金の支出、貸付支出には限界があるので、国に対しても事業資金の助成等を要望していくことが必要である。</p> <p>公社の財務規程では、支払利子についての規定はない。全国的な、会計慣行があるにしても支払利息を無条件に原価算入できるとすべきではなく、一定の範囲に限定することが適当と考える。支払利息の取り扱いは、全国の林業公社の共通の問題であり、協議して、会計処理について規則を設けることも一つの問題解決の方法である。</p>	<p>人件費の圧縮については、平成16年度の1名退職に伴う補充を行わず、平成17年度は臨時職員1名削減や天草駐在の廃止等により対応した。また、国への事業助成等に関する要望については、国への提案要望等の機会を捉えて積極的に行っていく。</p> <p>支払利息は分収林造成に要する借入金に伴い発生するもの(取得原価に付随するもの)であり、原価算入の対象とすることに合理性があると考える。今後、会計処理の手法については、全国の林業公社の共通の課題の一つとして取り組んでいく。</p>

項目	区分	指摘内容	改善措置(対応方針)
7 山林勘定の管理について	意見	<p>財務規定で規定されている分収造林契約台帳(H12.3以降)、森林経営台帳(H10以降)が作成されていない状態であり、管理が十分なされているとはいえない。なお、現在電算システムの開発中であり、データの作成は行っていることであるが、いずれにせよ管理台帳としての機能は果たしておらず、早急に台帳を整備する必要がある。</p> <p>また、森林経営台帳は契約団地ごとに作成されているが、直接事業費のみの台帳であり、共通費等の按分額は計上されておらず、個別原価台帳としては不十分な原価台帳である。したがって、長期にわたる事業とはいえ団地ごとの収支管理(企業会計では原価管理)がなされていないのが現状である。今後の改善を期待する。</p>	<p>平成16年度に導入したコンピュータによる事業管理システムによってデータの管理を行うようにしたところである。なお、各種台帳の作成については更にシステムの改善が必要であり、早急に検討し対処していく。</p>
8 定款を含む諸規程の整備について	意見	<p>定款については、一部見直しが必要な項目があり、また、会計処理を規程した財務規程は公益法人会計基準を前提としたものではなく改訂整備する必要がある。その他の規程類についても制定からかなりの年月が経過しており、林業公社の現況にそぐわない事項があり改訂が必要なものが多く散見されており早急に見直しする必要がある。</p>	<p>定款については、公益法人標準定款に沿って改正し平成16年度の総会の総会で承認されたところである。また、その他業務方法書等の規程についても見直しを行い改正を終了した。</p>

項目	区分	指摘内容	改善措置(対応方針)
9 財務諸表について	意見	<p>林業公社で作成している財務諸表は、企業会計をベースにして財務規程第6条に定められている貸借対照表等であり、公益法人会計基準に定められている財務諸表とはなっており、また、重要な会計方針等の計算書類に対する注記も記載されていない。</p> <p>なお、収支予算書の様式は公益法人会計基準に沿ったものではなく、収入・支出の区分も明瞭ではなく、当期収支差額、繰越収支差額は表示されていない。新しい公益法人会計基準による情報の開示が今後要求されていくことになるので、まず、平成16年3月期から現行の公益法人会計基準に基づく財務諸表を作成し、情報を開示していくことが必要である。</p>	<p>平成15年度決算から公益法人会計基準に基づく財務諸表を導入、併せて収支計算書も同基準に基づくものを導入した。</p>
10 会計処理について	意見	<p>(1)未収金 平成14年3月期に発生している(資)竹内林業の未収金766,500円は裁判所から破産宣告により徴収不能額として平成16年3月期決算において処理する必要がある。なお、この徴収不能額の損失は、会計上原価性がなく山林勘定への振り替え処理はできない。</p> <p>(2)公庫留保金 現行の会計処理では、借入金収入(借入金増加)は約定金額での計上となり、林業公社としての実際の借入金実行金額とは異なっており、借入金実行金額での計上とすべきである。</p>	<p>平成15年度決算において徴収不能額(収支計算書上は貸倒支出)として処理を完了した。</p>
	意見		<p>借入金実行金額で計上することを検討したが、計上額の根拠となる年度末での公庫借入金残高証明書は、留保金を含めた借入金約定金額でなされたために矛盾が生じることが判明した。公庫の貸付事務の仕組みに起因する部分もあり、公認会計士と協議の結果、やむをえず従来どおりの約定金額で計上せざるを得ないこととなった。</p>

項目	区分	指摘内容	改善措置(対応方針)
	意見	(3) 電話加入権 電話加入権の貸借対照表計上額は、1回線分のみが計上されているが、林業公社の電話回線は現在3回線使用しており、2回線分が結果として資産に計上されておらず、簿外処理となっている。	平成15年度決算において適正処理を完了した。
	意見	(4) 退職給与引当金の未計上 公社は社団法人であるため、公益法人会計の適用を受けるものと考える。公益法人会計では、日本公認会計士協会公益法人委員会・委員会報告第7号において退職給与引当金は条件付き債務として貸借対照表の負債の部に計上されることが強制されており、従って、公社においても、退職給与引当金を計上する必要がある。	平成16年度から退職給与引当金を計上した。

平成15年度包括外部監査結果等に係る措置状況
 公社及び財政援助団体に対する監査(豊肥本線高速鉄道保有株式会社)
 所管課: 交通対策総室

項目	区分	指摘内容	改善措置(対応方針)
1 見出資金の回収可能性の懸念	結果	<p>(1) 県出資金の回収可能性の懸念 長期事業計画に基づく資金計画表によれば、九州旅客鉄道からの使用料収入(平成41年度まで)合計は4019百万円であるが、補助金圧縮後の設備投資額及び固定資産税、借入金支払利息合計は4249百万円であり、不足分を492百万円の受取利息で補う計画となっている。 資金運用を4%の金利を前提としているが、現在の金利水準からは達成出来ない可能性が強い。 また、平成21年度までの簡易課税選択による消費税差額を毎年3700千円ずつ予定しているが、消費税改正により平成16年度より原則課税となるため通算で22百万円減少となる。 これらを考慮した修正(①資産運用益0.5% ②消費税処理変更)後の資金計画書を作成した結果、平成41年度に固定資産帳簿残を簿価で売却したとしても266百万円資本金回収が不足する見込みとなった。 従って、現時点で実現可能な数値で修正した長期事業計画を早急に作成して今後の経営改善を検討すべきである。</p>	<p>長期事業計画期間である30年のうち6年が経過した状況であり、今後の金利の推移を見ながら、引き続きJR九州(株)と協議を行っていきたい。</p>

項目	区分	指摘内容	改善措置(対応方針)
2 内部統制組織	結果	<p>通常業務の従事者は職員及び役員を含め常勤取締役ただ一人であり、その取締役が事務処理等の全ての日常業務を一人で処理しているために内部統制組織が存在しない状態となつていいる。この状況に対する何らかの備えを行う必要がある。</p>	<p>平成16年度から決裁取り扱い要領を以下のとおり定めた。 ①5万円を超える支払いは代表取締役の決裁とする。 ②実印の管理は代表取締役、銀行決裁印の管理は常勤監査役が行う。 ③常勤監査役は月次で会計帳簿の確認を行う。</p>
3 内部統制組織の補完システム	意見	<p>業務内容を勘案すると、内部統制組織を作るために新たに職員等を採用するのは効率的とは思えない。よって、常勤監査役の職務の範囲を日常の事務処理等の業務まで拡大するなご、内部統制組織を補うシステムを考案すべきである。</p>	<p>2の記載のとおり、常勤監査役の職務を拡大した。</p>

平成15年度包括外部監査結果等に係る措置状況

公社及び財政援助団体に対する監査(熊本県農業信用基金協会)

所管課:農業団体金融課

項目	区分	指摘内容	改善措置(対応方針)
1 損益が0の続く損益計算書について	結果	<p>当協会の監査対象期間年度である13～15年度の損益計算書における当期利益額は全ての年度で0円となっている。</p> <p>この理由は、保証責任準備金繰入額が経理規定で定めている数値ではなく、当期利益が0となる繰入額で調整しているためであり、約48,878千円繰入額を少なく算出している。</p> <p>農林水産省の指導通達にあったものの、このように保証責任準備金の積立不足での財務諸表の公表は、当協会の今後の経営改善を進める改革を遅らせることに繋がる。</p> <p>なお、当協会では平成14年度より「経営検討委員会」及び「経営審議会」を設置し、経営改善のため所要の検討を行ってはいるが、経営実態を明らかにする財務諸表を作成して経営の改善策を作成する必要がある。</p>	<p>経営検討委員会及び経営審議会の管申を受けて、平成16年5月1日より保証料率の引上げ等の経営改善策を実施しています。</p> <p>なお、抜本的な経営改善策等については、平成17年4月1日より施行される「農業信用保証保険法」の改正に基づき、現在、主務省が新たな会計基準及び事務ガイドラインを策定中であるため、この省令等が制定された後、これに即した明確な財務諸表の作成及び5ヶ年の中期事業計画の策定を行うこととしています。</p>

項目	区分	指摘内容	改善措置(対応方針)
2 代位弁済の事故予防	意見	<p>代位弁済の事故率を下げるには、保証の可否を決定するに先だって実施される審査の段階が重要と考えられる。</p> <p>現在の審査は、債務保証委託申込書、同添付書類、融資機関意見書等をもとにした書類審査である。書類審査では、ややもすれば審査そのものが形式的なものとなってしまう可能性がある。添付書類の一つである融資機関の意見書には、現在の収支及び今後の予想として簡単に売り上げのみが記載され、その結果を受けて回収の可能性ありといった結論づけがなされている程度である。</p> <p>従って、経営計画(収支計画)が保証をうけようとする者の経営実態と大きく乖離するものではないか、また返済計画は実行可能なものであるか等を実質的に審査する必要がある。主な融資機関である農業協同組合を経由して受理される添付書類の内容充実、情報提供の協力を受け、より実質的な審査を行うことを要望する。</p> <p>代位弁済額が増加してきていることから、予防の方策として審査の充実が必要である。</p> <p>また、平成15年度から大口や経営改善中の被保証者について、保証先の経営改善の達成と代位弁済事故の未然防止をはかるために定期的な経営状況把握と適切な指導を行うことを目的として、期中管理マニュアルが作成されている。これは非常に望ましいことであるが、大口被保証者の状況調査は融資機関に依頼した報告書をもって行うものとされている。その調査書となる「大口被保証者状況報告書」を閲覧すると「2. 経営状況等」の箇所において経営状況欄へは融資機関の意見を、指導状況欄へは指導のポイントや実施状況を、課題事項と今後の指導欄へは貸付金延滞がある場合記入するようにされている。所期の目的を達成するため、「大口被保証者状況報告書」の記載が形式的なものとならないようにするため、改善されること望ましい。例えば、経営状況欄においては、貸借対照表・損益計算書からする業況、損益状況、資本の状況、担保・保証人の状況、その結果をうけて融資先の分類等より具体的に記載して頂くような記載様式の改善が望まれる。</p>	<p>(1)保証審査について、①農業制度資金は、制度上の様式により経営実績や計画の内容を関係機関と連携して、書類審査の他、本人面談等を含めた関係機関による合同審査を行っていますが、更に経営実態の把握に努め、審査の精度を高めます。②生活資金等のJA統一ローンは、保険・再保証団体と一体化した全国統一の審査様式に基づき、個人情報を含めた審査を行っていますが、事故防止を図るため、研修会等を通じて、JA等に対する厳格な指導に努めます。③制度資金、統一ローン以外の農協プロパー資金は、各々農協独自の審査様式となっていることから、今後は具体的な収支実績及び計画が把握できよう審査書類の様式を見直し、県下統一の様式に改善すること、より実態に即した審査の向上に努めます。</p> <p>(2)保証後の期中管理については、平成15年度に期中管理マニュアルを策定し、実践していますが、被保証者の経営状況等把握のため、農協が作成する資産査定を利用し、損益・資産・担保・保証人の状況を具体的に記載させ、より一層の状況把握ができる様式に改善を図ります。</p>

項目	区分	指摘内容	改善措置(対応方針)
<p>3 業務及び管理会計における整備</p>	<p>意見</p>	<p>①有価証券の区分管理 有価証券については、現在一括して明細書が作成されているが、「国債・地方債」、「特別法人債・金融債」、「貸付信託・社債」といった種類別に作成し、残高についてでも小計区分を算出するのが望ましい。</p> <p>②求償権の分類 求償権とは延滞債権について、代位弁済を為した債権である。回収の可能性についてA～D4段階の区分評価を行っている。このA～D分類は、農林漁業信用基金が決めた分類である。</p> <p>③無形固定資産の減価償却計算 農林省提出のA～D分類とは微妙に内容が異なっているが、債権区分の分類は今後より適正なものにする必要がある。</p> <p>④不動産の管理 法人税と同一の償却計算方法を実施するのであれば、期中取得資産については月割計算とすべきである。現在は、期首に取得したものと1年分の償却額となる算出方法となっている。</p> <p>④ 不動産の管理 土地、建物については、謄本を随時取得することが望ましい。</p>	<p>①有価証券の区分管理については、平成16年4月に有価証券管理システムを導入し、種類別に分類して残高管理を実施しております。</p> <p>②求償権の分類については、平成16年度から農水省が示す基準により、年2回見直しを行ない適性に分類し、回収に努めます。</p> <p>③無形固定資産の減価償却計算については、監査を受けた平成15年度の決算から、新規取得した固定資産の減価償却を月割計算にて実施しています。</p> <p>④不動産の管理については、適宜に取得するよう努めます。</p>

熊本県監査委員公告第9号

熊本県教育長から、平成15年度包括外部監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成17年8月19日

熊本県監査委員	高	宗	秀	暁
同	山	本	豊	孝
同	前	川		收
同	小	杉		直

平成15年度包括外部監査結果

○委託契約

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
1	福利厚生事業	教育庁 福利厚生課	意見	<p>本事業と、政府管掌健康保険の予防健診を比較すると下記のとおりである。 (平成14年度)</p> <p>1.(1)一般健診対象者 公立学校共済 政府管掌保険 35才以上 5,880円 (28%) 20,853円</p> <p>(2)同上自己負担 30才以上 14年度より廃止 (13年度までは 35,40,45,50,55才) 8,300円 (20%) (13年度11,020円) (29%)</p> <p>(3)同上費用計 41,500円 (13年度37,462円)</p> <p>2.(1)1日ドッグ対象者 40才以上 12,556円 (20%)</p> <p>(2)同上自己負担 62,780円</p> <p>(3)同上費用 比較してみると、対象者の年齢、自己負担率、費用総額に違いが見られる。 業務の現状に記載のとおり希望者で健診を受けられない者が毎年500名程度(全体の約1割)いることを考えると自己負担額の増額及び健診費用について医療機関との価格交渉が必要である。</p>	<p>県内の泊ドッグを廃止し、1日(日帰り)ドッグの検査項目を精査し、必要最低限の検査項目以外はオプションとした。また、併せて、医療機関と価格引き下げ交渉を行った。これらの見直しにより、募集人員を大幅に引き上げることができた。</p> <p>※1日(日帰り)ドッグ募集人員 平成15年度 4,500人 平成16年度 7,000人</p>

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)																																																																																
2	県民総合運動公園等県営 体育施設の管理運営	教育庁 教育保健課	結果	予定価格の積算が行われておらず、予算査定資料を代用している。この理由として次の2点が考えられる。 ①維持管理のスケジュール等を記載した仕様書が作成されていない。 ②熊本県民総合運動公園及び熊本県民八代運動公園に關しては教育庁と土木部管理区域が混在している。このため管理区域全体について委託料の予算査定を行い、これを面積割や設計額等で按分して両部署で予算執行するやり方となっている。 予算の査定と予定価格の積算は、別の手続きであり、予定価格の積算を省略することは妥当ではない。 なお、仕様書がなければ、人員構成や清掃等の再委託に關しての予算査定資料も作成できないと思われる。	平成18年度から指定管理者制度を導入(管理委託を公募)するため、現在、仕様書の作成や委託金額の積算を行っているところである。																																																																																
3	熊本武道館の管理・使用料 収納及び業務運営事務	教育庁 教育保健課	結果	平成14年3月27日付の運営管理等委託料の予定価格積算(体育保健課作成)と平成14年4月1日付(契約日)の管理運営費用見積書(財団法人熊本県武道館振興会作成)の内訳及び金額は次のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予定価格積算</th> <th>見積書</th> <th>(単位:千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>給料</td><td>12,304</td><td>12,304</td><td></td></tr> <tr><td>職員手当等</td><td>8,736</td><td>8,736</td><td></td></tr> <tr><td>共済費</td><td>2,088</td><td>2,088</td><td></td></tr> <tr><td>報酬</td><td>1,790</td><td>1,790</td><td></td></tr> <tr><td>報償費</td><td>3,900</td><td>3,900</td><td></td></tr> <tr><td>旅費</td><td>333</td><td>333</td><td></td></tr> <tr><td>食糧費</td><td>24</td><td>24</td><td></td></tr> <tr><td>一般需用費</td><td>7,355</td><td>7,355 *1</td><td></td></tr> <tr><td>役務費</td><td>173</td><td>173 *2</td><td></td></tr> <tr><td>委託料</td><td>5,187</td><td>5,187 *3</td><td></td></tr> <tr><td>使用料及び賃借料</td><td>96</td><td>96 *4</td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>41,986</td><td>41,986</td><td></td></tr> <tr><td>消費税</td><td>2,099</td><td>2,099</td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td>44,085</td><td>44,085</td><td></td></tr> <tr><td>*1 消耗品</td><td>350</td><td>燃料134 光熱水費5,672 修繕1,024 印刷175</td><td></td></tr> <tr><td>*2 通信費</td><td>151</td><td>水質検査22</td><td></td></tr> <tr><td>*3 清掃</td><td>2,074</td><td>警備1,866 電気保安236 ポイラ一点検51</td><td></td></tr> <tr><td>*4 消防設備</td><td>点検269</td><td>その他691</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>*4 タクシー32 ファックスリース64</td><td></td></tr> </tbody> </table> 上記のとおり細目にわたるまで一致しており、予定価格積算と見積書の提出が形骸化していると思われる。このため、委託金額が適正であるかどうか疑わしい。現状では外部委託が効率的であるか検証しがたいため、今後は合理的な予定価格積算が必要である。	項目	予定価格積算	見積書	(単位:千円)	給料	12,304	12,304		職員手当等	8,736	8,736		共済費	2,088	2,088		報酬	1,790	1,790		報償費	3,900	3,900		旅費	333	333		食糧費	24	24		一般需用費	7,355	7,355 *1		役務費	173	173 *2		委託料	5,187	5,187 *3		使用料及び賃借料	96	96 *4		計	41,986	41,986		消費税	2,099	2,099		合計	44,085	44,085		*1 消耗品	350	燃料134 光熱水費5,672 修繕1,024 印刷175		*2 通信費	151	水質検査22		*3 清掃	2,074	警備1,866 電気保安236 ポイラ一点検51		*4 消防設備	点検269	その他691				*4 タクシー32 ファックスリース64		平成18年度から指定管理者制度を導入(管理委託を公募)するため、現在、仕様書の作成や委託金額の積算を行っているところである。
項目	予定価格積算	見積書	(単位:千円)																																																																																		
給料	12,304	12,304																																																																																			
職員手当等	8,736	8,736																																																																																			
共済費	2,088	2,088																																																																																			
報酬	1,790	1,790																																																																																			
報償費	3,900	3,900																																																																																			
旅費	333	333																																																																																			
食糧費	24	24																																																																																			
一般需用費	7,355	7,355 *1																																																																																			
役務費	173	173 *2																																																																																			
委託料	5,187	5,187 *3																																																																																			
使用料及び賃借料	96	96 *4																																																																																			
計	41,986	41,986																																																																																			
消費税	2,099	2,099																																																																																			
合計	44,085	44,085																																																																																			
*1 消耗品	350	燃料134 光熱水費5,672 修繕1,024 印刷175																																																																																			
*2 通信費	151	水質検査22																																																																																			
*3 清掃	2,074	警備1,866 電気保安236 ポイラ一点検51																																																																																			
*4 消防設備	点検269	その他691																																																																																			
		*4 タクシー32 ファックスリース64																																																																																			

熊本県監査委員公告第10号

熊本県警察本部長から、平成15年度包括外部監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成17年8月19日

熊本県監査委員	高	宗	秀	暁
同	山	本	豊	孝
同	前	川		收
同	小	杉		直

平成15年度包括外部監査結果

○委託契約

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
1	統合OAシステム用LAN機器の保守	警察本部 情報管理課	結果	<p>1.12年度及び13年度は予定価格と見積金額との比率が99.99%である。</p> <p>予定価格の積算は、情報企画課作成の情報化予算価格により行っているが、予算単価の掛率自体をメーカー各社の聞き取り調査にもとづいているため、ほぼ一致した結果になったと思われる。なお、14年度は98.69%である。</p> <p>2.保守報告書によると、14年度の作業実績は年間3件であり、実績と比較すると委託料が高額であり、今後の検討を要する。</p> <p>ちなみに同じ情報管理課で保守委託している統合OAシステム用パソコンの保守委託契約では、本件の掛率に更に定期保守を行わない係数0.75及び大量台数係数0.5をそれぞれ乗じて積算している。</p> <p>(1)積算内訳と仕様書の内容、周期等が一致していないケースが見受けられる。</p> <p>(2)作業実績は次のとおりである。</p> <p>①障害切り分け対応 3人日</p> <p>②移設作業 24人日</p> <p>③ネットワーク監視画面・ネットワーク構成図面保守管理 37人日 計 64人日</p> <p>積算価格42,450円で算出すると実績金額は $42,450 \times 64 \times 1.05 = 2,852,640$円となる。</p> <p>委託金額との差があまりにも大きいため予定価格積算の検討を要する。</p>	<p>平成16年度契約から、積算基礎を見直し(保守対応機器を限定)で契約を行った。</p>
2	統合OAシステム統括保守	警察本部 情報管理課	結果	<p>平成16年度契約から、積算基礎を見直し(過去の障害対応実績を基礎として算定)で契約を行った。</p> <p>なお、15年度までサーバー保守委託・LAN機器保守委託・統括保守委託の3本立てで契約していたものを1本化して予算節減に努めた。</p>	<p>平成16年度契約から、積算基礎を見直し(過去の障害対応実績を基礎として算定)で契約を行った。</p> <p>なお、15年度までサーバー保守委託・LAN機器保守委託・統括保守委託の3本立てで契約していたものを1本化して予算節減に努めた。</p>
3	安全運転管理者等講習委託	警察本部 交通企画課	意見	<p>熊本県安全運転管理者等協議会は単なる任意団体である。任意団体ではあるが、設立趣旨が「交通事故防止に寄与する」ということで、当該委託業務を行うに相応しい団体であるとして、警察の指導・監督により業務を行っている。しかし、委託業務が適切に行われているかどうか確認できない実施報告書や、委託金額の妥当性を示す文書類が不十分である。今後は積算書類や決算書類を整備して、委託業務の透明性を図る必要がある。</p>	<p>1 履行確認書類の整備充実を図った。</p> <p>① 各警察署管内毎の受講状況表</p> <p>② 正管理者・副管理者毎の受講状況表</p> <p>③ 開催日毎の実施状況表</p> <p>2 委託料の収支状況についての確認を実施することとした。</p> <p>① 決算書類等による確認</p>

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
4	交通安全教育・広報啓発支 援事務(1)	警察本部 交通企画課	意見	各地区の交通安全協会は単なる任意団体である。任意団体ではあるが、設立趣旨が「交通事故防止に寄与する」ということで、当該委託業務を行うに相応しい団体であるとして、警察の指導・監督により業務を行っている。しかし、委託業務が適切に行われているかどうか確認できず、委託報告書や、委託金額の妥当性を示す文書類が不十分である。今後は積算書類や決算書類を整備して、委託業務の透明性を図る必要がある。	1 履行確認書類の整備充実を図った。 2 委託料の収支状況についての確認を実施することとした。 ① 決算書類等による確認
5	交通安全教育・広報啓発支 援事務(2)	警察本部 交通企画課	意見	各地区の交通安全協会は単なる任意団体である。任意団体ではあるが、設立趣旨が「交通事故防止に寄与する」ということで、当該委託業務を行うに相応しい団体であるとして、警察の指導・監督により業務を行っている。しかし、委託業務が適切に行われているかどうか確認できず、委託報告書や、委託金額の妥当性を示す文書類が不十分である。今後は積算書類や決算書類を整備して、委託業務の透明性を図る必要がある。	1 履行確認書類の整備充実を図った。 2 委託料の収支状況についての確認を実施することとした。 ① 決算書類等による確認
6	パーキングメーター手数料 収納事務	警察本部 交通規制課	意見	現在パーキングメーターは中心街、ハローワーク前、健軍、八代に130基設置されている。そして、パーキングメーター管理及び手数料収納事務委託は国の総理府令の定めにより、公益法人に委託することになっている。しかし、中心街の駐車場は、現在民間企業の駐車場が数多く存在し、県のパーキングメーターよりも低価格で長時間駐車できる駐車場がある。こうした業務は非営利団体の公益法人に委託するよりも民間企業に委託するか、または民間営業者の方が効率的に運営できるものと思われる。改善が望まれる業務である。	関係法令に基づき現状を維持する。

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
7	交通信号制御システム保守委託	警察本部 交通規制課	結果	<p>本委託業務の交通信号制御システム保守委託積算表において、直接費として通常点検人件費、障害対応・障害修理対応人件費、消耗品費及び信号機電球等15,678千円が計上され、その直接費の金額に電気通信点検業務積算基準の「点検業務諸経費一覧表の諸経費率」49%を乗じ諸経費7,682千円を計上し、消費税1,168千円を加え設計金額24,528千円とし、予定価格調書において予定価格を24,300千円としている。</p> <p>この積算方式では諸経費として、作業管理部門の直接費以外の経費、一般管理費(管理部門経費)及び業者の付加利益を上記した諸経費率を直接費の金額に応じて算出しているが、直接費は労務費(直接人件費、賃金)、材料費、直接経費(機械経費、旅費交通費、安全対策費、運送費及び仮設費用等)及び技術管理費で構成されており、かなりの項目の費用が直接費に含まれており、残る費用である諸経費は少額しか発生しないと考えられる。従って、直接費に乘じる諸経費率の49%は非常に高く、設計金額の諸経費が過大になっていると考える。</p>	九州各県警とも「県土木部の電気通信点検業務積算基準等」を準用しており、本県警も同様である。今後とも県土木部に對し問題提起を行う。
			意見	<p>直接費が上記の範囲であれば業務内容により異なるとはいえ直接費に乘じる諸経費率としては10%前後からせめて30%前後ではないかと考える。</p> <p>委託業者の管理部門の役員報酬や従業員人件費、経費、法人税及び利益まで過大に積算する必要はなく、本来は業者側で企業努力等により確保すべきものである。</p> <p>したがって、委託業者から現在入手している保守点検報告書とは別に、委託事業に直接要した収支実績と管理部門経費等の内訳を入手し、その内容を十分に吟味した上で委託積算資料として適正かつ合理的な諸経費率を設定していく必要がある。</p>	九州各県警とも「県土木部の電気通信点検業務積算基準等」を準用しており、本県警も同様である。今後とも県土木部に對し問題提起を行う。

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
8	交通情報収集システム保守委託	警察本部 交通規制課	結果	<p>交通信号制御システム保守委託契約と同様に、予定価格の基になる委託保守積算表において、上記(4)委託金額の決定方法に記載したとおり土木部の電気通信点検業務積算基準の「点検業務諸経費一覧表の諸経費率」148%を用いて直接費に諸経費率を乗じ積算金額を算定しているが、「点検業務諸経費一覧表の諸経費率」はかなり高い諸経費率となっており、予定価格が高くなることになり、結果として委託金額が高めに決定されていると考えられる。</p>	九州各県警とも「土木部の電気通信点検業務積算基準等」を準用しており、本県警も同様である。今後とも県土木部に 九州各県警とも「土木部の電気通信点検業務積算基準等」を準用しており、本県警も同様である。今後とも県土木部に
			意見	<p>監査意見は、個々の金額や諸経費率を除き交通信号制御システム保守委託契約と同様である。</p>	

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
9	交通情報提供システム保守委託	警察本部 交通規制課	結果	<p>交通信号制御システム保守委託契約と同様に、予定価格の基になる委託保守積算表において、上記(4)委託金額の決定方法に記載したとおり土木部の電気通信点検業務積算基準の「点検業務諸経費一覧表の諸経費率」53%を用いて直接費に諸経費率を乗じ積算金額を算定しているが、「点検業務諸経費一覧表の諸経費率」はかなり高い諸経費率となっており、予定価格が高く算定されることになり、結果として委託金額が高めに決定されていると考えられる。</p> <p>監査意見は、個々の金額や諸経費率を除き交通通信号制御システム保守委託契約と同様である。</p>	<p>九州各県警とも「県土木部の電気通信点検業務積算基準等」を準用しており、本県警も同様である。今後とも県土木部に對し問題提起を行う。</p>
10	サブセンター・ミニセンター信号施設保守委託	警察本部 交通規制課	結果	<p>交通信号制御システム保守委託契約と同様に、予定価格の基になる委託保守積算表において、上記(4)委託金額の決定方法に記載したとおり土木部の電気通信点検業務積算基準の「点検業務諸経費一覧表の諸経費率」53%を用いて直接費に諸経費率を乗じ積算金額を算定しているが、「点検業務諸経費一覧表の諸経費率」はかなり高い諸経費率となっており、予定価格が高く算定されることになり、結果として委託金額が高めに決定されていると考えられる。</p> <p>監査意見は、個々の金額や諸経費率を除き交通通信号制御システム保守委託契約と同様である。</p>	<p>九州各県警とも「県土木部の電気通信点検業務積算基準等」を準用しており、本県警も同様である。今後とも県土木部に對し問題提起を行う。</p>

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
11	交通信号機定期点検委託 (NO. 1)	警察本部 交通規制課	結果	<p>本委託業務の点検委託料集計表において、直接費として人件費(保守技術者、保守技術員、電工、交通整理員)、電球・バッテリー・発電機燃料・消耗品費・車両費及び装備品16,023千円が計上され、その直接費の金額に電気通信点検業務積算基準の「点検業務諸経費一覧表の諸経費率」4%を乗じ諸経費7,851千円を計上し、消費税1,193千円を加え設計金額25,068千円とし、予定価格調書において予定価格を24,840千円としている。</p> <p>この積算方式では諸経費として、作業管理部門の直接費以外の経費、一般管理費(管理部門経費)及び業者の付加利益を上述べた諸経費率を直接費の金額に乗じて算出しているが、直接費は労務費(直接人件費、買金)、材料費、直接経費(機械経費、旅費交通費、安全対策費、運送費及び仮設費用)及び技術管理費で構成されており、かなりの項目の費用が直接費には含まれており、残る費用である諸経費は少額しか発生しないと考えられる。従って、直接費に乗じる諸経費率の49%は非常に高く、設計金額の諸経費額が過大になっていると考える。</p>	九州各県警とも「県土木部の電気通信点検業務積算基準等」を準用しており、本県警も同様である。今後とも県土木部に對し問題提起を行う。
			意見	<p>直接費が上記の範囲であれば業務内容により異なるとはいえ直接費に乗じる諸経費率としては10%前後からせめて30%前後ではないかと考える。</p> <p>委託業者の管理部門の役員報酬や従業員人件費、経費、法人税及び利益まで過大に積算する必要はなく、本来は業者側で企業努力等により確保すべきものである。</p> <p>したがって、委託業者から現在入手している信号機点検簿とは別に、委託事業に直接要した収支実績と管理部門経費等の内訳を入手し、その内容を十分に吟味した上で委託積算資料として適正かつ合理的な諸経費率を設定していく必要がある。</p> <p>なお、指名競争入札による本委託業務においては、熊本県会計規則に基づき所定の手続が適正に行われていることを明確にするためにも、指名業者への指名競争入札通知の控は保管しておく必要がある。</p>	九州各県警とも「県土木部の電気通信点検業務積算基準等」を準用しており、本県警も同様である。今後とも県土木部に對し問題提起を行う。なお、指名競争入札通知の控は関係書類に編入した。

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
12	交通信号機定期点検委託 (NO. 2)	警察本部 交通規制課	結果	<p>予定価格の基になる委託保守積算表において、上記(4)委託金額の決定方法に記載したとおり土木部の電気通信点検業務積算基準の「点検業務諸経費一覧表の諸経費率」50%を用いて直接費に諸経費率を乗じ積算金額を算定しているが、「点検業務諸経費一覧表の諸経費率」はかなり高い諸経費率となっており、予定価格が高く算定されることになり、結果として委託金額が高めに決定されていると考えられる。</p> <p>監査意見は、個々の金額や諸経費率を除き交通通信号機定期点検保守委託(NO1)と同様である。</p>	九州各県警とも「県土木部の電気通信点検業務積算基準等」を準用しており、本県警も同様である。今後とも県土木部に對し問題提起を行う。
13	交通信号機定期点検委託 (NO. 3)	警察本部 交通規制課	結果	<p>予定価格の基になる委託保守積算表において、上記(4)委託金額の決定方法に記載したとおり土木部の電気通信点検業務積算基準の「点検業務諸経費一覧表の諸経費率」49%を用いて直接費に諸経費率を乗じ積算金額を算定しているが、「点検業務諸経費一覧表の諸経費率」はかなり高い諸経費率となっており、予定価格が高く算定されることになり、結果として委託金額が高めに決定されていると考えられる。</p> <p>監査意見は、個々の金額や諸経費率を除き交通通信号機定期点検保守委託(NO1)と同様である。 なお、特に本委託業務の設計金額には、直接費15,023千円に諸経費率49%を乗じた諸経費7,361千円とは別に間接費として高速料金298千円や宿泊費882千円も加えており、諸経費の範囲が不明確である。</p>	九州各県警とも「県土木部の電気通信点検業務積算基準等」を準用しており、本県警も同様である。今後とも県土木部に對し問題提起を行う。

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
14	熊本県運転免許センター1庁 舎清掃業務	警察本部 運転免許課	結果	<p>予定価格(契約締結の限度額)の算出根拠である、積算見積に不合理な点が見受けられる。積算は、「建設省監修建設保全業務積算基準」等を参考にした単価を基に見積がなされている。清掃委託料積算書によると、人件費は清掃員の1日当たり賃金に年間の清掃延べ日数を乗じて計算されている。その場合の、清掃員の1日当たり賃金は、「建設保全業務技術者賃金(福岡県)」に記載されている。清掃員の基本賃金に、平成13年度地域別最低賃金の福岡県と熊本県との比(0.94)を乗じて計算されている。しかし、単価については現在の経済状況下における需給状況及び当該契約の業務内容である取引の実例価格等を参考にしたものであるべきである。</p>	<p>前年度の契約額、業者の参考見積書の徴集及び総務部管理調達課の平成16年度積算単価を参考にして予定価格を積算した。</p>
			意見	<p>熊本県における清掃員の賃金は、担当者への質問に対して「建設保全業務技術者賃金(福岡県)」に記載されている。清掃員の基本賃金に、平成13年度地域別最低賃金の福岡県と熊本県との比(0.94)を乗じて計算した額からさらに0.7~0.6を乗じた額が相場であるとの回答であった。積算に用いる単価は市場価格(取引実例価格等)を調査し、それによる計算が合理的な方法であると考える。</p>	

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
15	運転免許センター一樹木等管理業務	警察本部 運転免許課	結果	<p> 予定価格(契約締結の限度額)の算出根拠である、積算見積の方法に不合理な点があり見直すべきである。当該契約に当たったの予定価格は、27,558千円に対し、入札参加者15社の入札価格は最高で17,000千円、最低で10,820千円(税抜き)であった。予定価格と入札の最高価格との差額は10,558千円であり、予定価格の61.68%となっている。この傾向は平成15年度も同じである。予定価格と入札価格との間にこのような大きな差額が出るのは、予定価格(契約締結の限度額)の算出根拠である、積算見積の方法に不合理な点があるのではないかと考えられる。本契約の積算資料によると、基礎単価、補正率、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の単価及び率は熊本県土木部の資料により算出されている。しかし、単価については現在の経済状況下における需給状況及び当該契約の業務内容である取引の単例価格等を参考にしたものであるべきであり、市場価格(取引単例価格等)を根拠に積算することでの合理性を説明しようものと考ええる。本契約に当たっての積算に用いた熊本県土木部の単価と市場価格とが大きく乖離していたために、予定価格と入札価格との間にこのような大きな差額が生じたと思われる。従って積算に用いる単価は市場価格(取引単例価格等)を調査し、それにより計算を行うことが合理的な方法であると考える。 </p>	<p> 前年度の契約額、業者の参考見積書の徴集及び総務部管理調達課の平成16年度積算単価を参考に於て予定価格を積算した。 </p>

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
16	運転免許更新講習業務	警察本部 運転免許課	結果	<p>①更新講習委託契約書第6条で「甲(熊本県)は、委託業務が適正に行われていることを確認するため随時検査を行うものとする」とされている。しかし、検査を実施したという資料が全く存在していない。契約書通り、委託業務の履行が適正であるか検査し、その結果を検査調書として残すべきである。</p> <p>②平成14年度の予定価格169,156千円に対し、単独見積書の徴求に基づく委託料は169,155千円であり、予定価格に対する委託料の割合は99.99%となっている。平成13年度におけるその割合も99.99%であった。予定価格と単独見積書の金額が疑問を持たざるを得ないくらい近似している。</p> <p>③財団法人熊本県交通安全協会における委託料の使用について、当協会の平成14年度決算報告書を閲覧し担当者へ質問した結果、委託料から退職金が支給されていることが判明した。委託料は業務の委託に対するものであるから、プロパーの職員に対しては委託料から退職金を支給せざるを得ない場合もあるが、熊本県警察本部OB(通常3年勤務)に対しては、委託料から退職金を支給することは適切でないと考える。</p> <p>また、熊本県警察本部OBの場合は60歳で定年退職し、当協会へ再就職した後通常3年勤務し退職となっている。この場合、熊本県警察本部を退職するとき退職金を受給し、当協会へ就職した場合は勤続期間が6月未満から再度退職金を受給できるようになっている。民間企業と比較して相対的に優遇されているように思われる。さらに、その退職金が委託料から支給されていることが問題であり、改善が望まれる。</p>	<p>①平成16年度については、業務委託契約書に基づき検査を実施し、その結果を検査調書に残している。</p> <p>③退職金の支給については、安全協会と検討中。</p>

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
17	運転免許事務	警察本部 運転免許課	結果	<p>①運転免許業務委託契約書には、委託業務が適正に行われ、委託料を正確に算出するための条項が定められていない。委託契約であれば、その契約書に検査確認の条項を定め、委託業務の履行が適正であるか検査し、その結果を検査調書として残すべきである。</p> <p>②平成14年度の予定価格82,714千円に対し、単独見積書の徴求に基づく委託料は82,712千円であり、予定価格に対する委託料の割合は99.99%となっている。平成13年度におけるその割合も99.99%であった。予定価格と単独見積書の金額が疑問を持たざるを得ないくらい近似している。</p>	<p>①平成16年度については、業務委託契約書に基づき臨時検査を実施し、その結果を検査調書に残している。</p>

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
18	運転免許更新等通知業務	警察本部 運転免許課	結果	<p>①更新等通知業務委託契約書には、委託業務が適正に行われていることを確認するための検査についての条項が定められていない。委託契約であれば、その契約書に検査確認の条項を定めたとうえで、委託業務の履行が適正であるか検査し、その結果を検査調書として残すべきである。</p> <p>②平成14年度の予定価格29,430千円に対し、単独見積書の徴求に基づく委託料は29,421千円であり、予定価格に対する委託料の割合は99.96%となっている。予定価格と単独見積書との金額が疑問を持たざるを得ないくらい近似している。</p>	<p>①平成16年度については、業務委託契約書に基づき検査を実施し、その結果を検査調書に残している。</p>
19	運転免許停止処分者講習業務	警察本部 運転免許課	結果	<p>①停止処分者講習委託契約書第6条で「甲(熊本県)は、委託業務が適正に行われていることを確認するため随時検査を行うものとする」とされている。しかし、検査を実施したという資料が全く存在していない。契約通り、委託業務の履行が適正であるか検査し、その結果を検査調書として残すべきである。</p> <p>②平成14年度の予定価格57,541千円に対し、単独見積書の徴求に基づく委託料は57,519千円であり、予定価格に対する委託料の割合は99.96%となっている。予定価格と単独見積書との金額が疑問を持たざるを得ないくらい近似している。</p>	<p>①平成16年度については、業務委託契約書に基づき検査を実施し、その結果を検査調書に残している。</p>

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
20	運転免許違反者講習業務	警察本部 運転免許課	結果	<p>①違反者講習委託契約書第6条で「甲(熊本県)は、委託業務が適正に行われていることを確認するため随時検査を行うものとする」とされている。しかし、検査を実施したという資料が全く存在していない。契約通り、委託業務の履行が適正であるか検査し、その結果を検査調書として残すべきである。</p> <p>②平成14年度の予定価格18,460千円に対し、単独見積積書の徴求に基づく委託料は18,459千円であり、予定価格に対する委託料の割合は99.99%となっている。予定価格と単独見積積書との金額が疑問を持たざるを得ないくらい近似している。</p>	<p>①平成16年度については、業務委託契約書に基づき検査を実施し、その結果を検査調書に残している。</p>
21	原付免許講習業務	警察本部 運転免許課	結果	<p>平成14年度の予定価格33,730千円に対し、単独見積積書の徴求に基づく委託料は33,717千円であり、予定価格に対する委託料の割合は99.96%となっている。予定価格と単独見積積書との金額が疑問を持たざるを得ないくらい近似している。</p>	

No	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
22	仮運転免許試験事務委託	警察本部 運転免許試験課	結果	<p>社団法人熊本県指定自動車教習所協会は当該委託料の全額を実績会費Ⅱとして収入に計上し、仮免許委託料を支払として12,000千円を各指定自動車教習所へ支出しているのみで、差額は同協会の事業費として消費している。社団法人熊本県指定自動車教習所協会は各指定自動車教習所が行う仮運転免許試験事務の「本契約に係る一切の事務手続き」を委任されているのみであり、主な仮運転免許試験事務は各指定自動車教習所が行っている。したがって、社団法人熊本県指定自動車教習所協会は本契約の趣旨に沿った事務処理として、仮運転免許試験事務の実績に基づき各指定自動車教習所への委託料の支払をすべきである。</p>	<p>外部監査結果を踏まえ、平成16年3月、(社)熊本県指定自動車教習所協会に対し、県警から支払われる仮運転免許試験業務委託料については、平成16年度以降、その全額(当該委託料に係る必要業務経費を除いた額)を実績に応じ、各指定自動車教習所に支払うよう指導した。</p>
			意見	<p>本来は、仮運転免許試験事務を行う各指定自動車教習所と本契約を締結すべきであるが、熊本県内に28教習所ある指定自動車教習所と個別に契約を締結することは事務処理が煩雑となり効率的ではない。そこで、社団法人熊本県指定自動車教習所協会が契約事務を委任され、指定自動車教習所を代表するものとして本契約を締結している。よって、契約の趣旨に沿った事務処理を行うように同協会を指導すべきであると思慮する。</p> <p>また、社団法人熊本県指定自動車教習所協会は仮免許委託料支払として12,000千円を各指定自動車教習所へ支出しているが、この支払実績を考慮すると予定価格の積算額の設定が高すぎることも考えられるので予定価格の積算の根拠の見直しも必要ではないかと思慮する。</p>	

有明海自動車航送船組合告示第2号

有明海自動車航送船組合議会平成17年第2回定例会を平成17年8月29日午後2時30分長崎市に招集する。

平成17年8月19日

有明海自動車航送船組合
管理者 長崎県知事 金子 原二郎